

情報公開・提供の検証、見直し第三者委員会（第5回会議） 会議録

- 日 時：平成30年8月3日（金）10：00～11：35
- 場 所：県庁502会議室
- 委 員：伊藤眞知子委員長、稲葉馨委員、小笠原奈菜委員、中山眞一委員、
西村真由美委員、三澤香織委員、峯田典明委員
（欠席 長谷川泉委員）
- 事務局：総務部長、総務部次長、改革推進監（兼）次長、行政改革課長、
学事文書課文書法制主幹
- 関係部局：情報政策課長、危機管理課長

〈開会〉

事務局： 本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。
定刻になりましたので、ただ今から、「情報公開・提供の検証、見直し第三者委員会」の第5回会議を開催いたします。
初めに、大森総務部長より御挨拶を申し上げます。

総務部長： おはようございます。委員の皆様には、本日もお忙しい中、また大変暑い中、情報公開・提供の検証、見直し第三者委員会、通称「見える化委員会」の第5回会議に御出席をいただきましてありがとうございます。

これまで、4回にわたって御議論いただいていたわけですが、本日も四つのテーマについて、検証結果や改善案について御説明をさせていただきます。

とりわけ「文書管理」については、毎回のように色々と御意見をいただき、議論を重ねていただきました。また、「歴史公文書の保存」、「オープンデータなどの推進」、この三つについては、それぞれの御意見を踏まえて、今回改善案として整理をさせていただいております。

また、テーマ5「災害が発生した場合の公表」については、今回初めてお諮りすることになりますけれども、本県や他県の状況、とりわけ、先月の西日本豪雨で各県様々意見が分かれているところでございます。こういったことも含めて整理をさせていただいて、こ

れについても検証結果や改善案を取りまとめるとともに、公表に関するガイドラインの案を作成しておりますので、その内容についても御紹介をさせていただこうと思っております。

委員の皆様におかれましては、本日も是非、忌憚のない御意見、御助言をいただきますようお願い申し上げます、開会に先立っての挨拶とさせていただきます。

本日もどうぞよろしくお願いいたします。

事務局： 本日は、長谷川委員が都合により欠席となっております。それでは、協議に入ります。議長は、伊藤委員長にお願い申し上げます。

伊藤委員長： 皆さんおはようございます。それでは、暫時、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに（１）の情報公開・提供の検証、見直しについて協議を進めてまいります。

本日は、今ほど御挨拶いただきましたとおり、11の検証テーマのうち、「文書管理」、「歴史公文書の保存」、「災害が発生した場合の公表」、そして「オープンデータなどの推進」の四つのテーマについて、協議を行ってまいります。

進め方につきましては、各テーマについて事務局から説明いただいた後に皆様から御意見、御質問をいただきまして、適宜、事務局から回答を伺いながら、検証結果等について協議を進めてまいりたいと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

はい、よろしくお願いいたします。

〈テーマ2 文書管理〉

伊藤委員長： では、初めにテーマ2「文書管理」について事務局より説明をお願いします。

文書法制主幹： 学事文書課の築達でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、テーマ2「文書管理」の資料を御覧ください。2ページから3ページにかけて、公文書に関する条例の制定のところでございますが、資料については、前回同様、今回新たに追加、修正した部分についてゴシック体で記載しております。3ペ

ージの囲みの改善案については、前回の委員会において、文書管理に関する条例を制定するという方向性までお示ししておりましたが、具体的な内容につきましては、記載のとおり、①から⑤までの内容を基本といたしまして、文書管理、歴史公文書に関する専門家の意見を参考に検討していくこととしております。

次に、資料の20ページに、別紙8を今回新たに入れております。この資料は、国の公文書管理法と、都道府県の公文書管理に関する条例を比較した表でございます。現在、他都道府県では、東京都他5県で条例を制定しております。愛媛県につきましては、先月7月20日に条例を公布したところでございます。これを見ただきますと、概ね、行政文書の管理、法人文書の管理については、法律と同様の規定になっております。歴史公文書の利用等のところにつきましては、要綱で定めている東京都については、空欄になっているところがあります。愛媛県については、公文書館が無く、検討の時間も無かったということで、その部分の規定が無いということでございます。熊本県は、唯一、公文書管理委員会の設置の規定があるという状況になっております。これらの公文書管理法及び他県の状況等を踏まえまして、専門家の意見を参考に検討してまいりたいと思います。

続きまして、4ページから5ページにかけての新たな文書管理システムの導入につきましては、前回、方向性までお示したわけですが、峯田委員から、システムの内容と時期についての御質問がございました。まず、システムの内容につきましては、概要として項目1～4まで記載しております。電子文書の原本及び紙文書の題名等の情報を、文書の作成から保存、廃棄・公文書センターへの移管まで、あらゆる文書サイクルを通じて管理する内容にしたい、また、文書の検索が容易にできるもの、起案から決裁までの過程、修正履歴が記録されるもの、これらが項目4の改ざんを防止することにも資するというもので、こういった内容にしたいと考えております。留意事項としては、文書の管理コストが極端に増大しないもの、業務量が軽減されるものを選定していきたいと考えております。

また、導入時期につきましては、ここに掲げておりますとおり、来年度中にシステムの概要を検討いたしまして、その内容を決定、予算要求を行い、32年度にシステムを発注、その後、研修やマニュアルの整備などを経て、34年度からシステムの運用開始という

スケジュールとなります。続きまして、7ページから8ページにかけて、第三者機関の設置についてでございます。7ページの一番最後の「・」でございますが、現在、都道府県で第三者機関を設置しているところは熊本県のみということになっておりますが、最近の大阪府の調査によりますと、千葉県、東京都、福井県、高知県などが第三者機関の設置について検討を行っている状況でございます。

ここまですを踏まえまして、8ページの検証結果のところでございます。第三者機関を設置することとしたいとしております。具体的な所管事項などにつきましては、先程申し上げました、文書管理に関する条例の検討の中で検討してまいりたいと考えております。

続きまして、その下の(10)コンプライアンスのチェックのところでございます。考え方の最後の「・」のところ、新たに追加をしておりますが、人事院で、公文書管理法や行政文書管理規則、こういったものに関する不適正事案の処分について懲戒処分指針の改正を検討しているということでございます。これを受けまして、改善案の方にも、ア～ウの内のウとして、不適正な公文書管理に対する懲戒処分等の検討ということで追加をしております。それから、その前のアとイにつきましては、前回、お示したところでございますが、特にイの公文書の監査のところ、必要と認める場合に監査を実施と書いておりましたが、それは幅が広いのではないかという中山委員からの御意見がございましたので、ここは少なくとも毎年度1回監査を実施するというように修正しております。

以上がテーマ2「文書管理」の説明でございます。よろしくお願いたします。

伊藤委員長： はい、ありがとうございました。テーマ2については、前回の協議、政府の検討状況や他都道府県の検討状況などを踏まえて、検証結果と改善案の説明がありました。皆様から御意見や御質問がありましたらお願いいたします。

中山委員： 8ページ(10)の検証結果、改善案イの監査を実施するというところを、もう少し触れてみたいわけですが、この監査を実施した後、その結果を踏まえて誰に報告するのか。通常は、誰

に報告するかについて明示するのが一般的だと思うのですが、実施結果の報告をどうするかということをお伺いしたいというのが一点目です。

次に、監査といいますと、現在、監査委員の監査、外部監査があり、又、今進んでいる内部統制の義務化もありますので、その準備も始めておられるのではないかと思います。そういったところについて、打合せしておられるのかどうかを、差支えない範囲でお聞きしたいと思います。

文書法制主幹：まず一点目でございます。監査の実施につきましては、副総括文書管理者、これは仮称でございますが、学事文書課長を充てたいと考えております。その副総括文書管理者が監査を行った結果につきましては、その上位のポストに総括文書管理者、こちらは現在はない職で、次長級の改革推進監を充てることが考えられますが、その総括文書管理者に報告をするということを考えております。これは、先に監査を実施しております熊本県も、そのような形になっております。

それから、それ以外の監査、監査委員の監査、外部監査等につきましては、まだそちらの方と調整しておりませんので、これからということでございます。

行政改革課長：御質問の後半の、監査委員監査、包括外部監査、それから内部統制と今回の監査の関係ということでございます。内部統制については、地方自治法が改正されまして、平成32年度まで方針とか体制を整備するという事になっておりますが、そちらは、財務監査を中心とした監査ということで、現在考えているところでございます。今回、こちらの方の監査とは、そういう意味で中身が違うと考えておりまして、現在のところ、内部統制との関連性は想定しておりません。

中山委員： 監査という名称が数種使用されていることから、内部的に混乱しないようにしてほしいと思います。

峯田委員： 文書管理が厳しくなると、本来作成しなければならない文書を作らなくなるのではないかと。現に、どこかの国の総理は、官僚に指示・説明する時はメモをとらせないということを聞いておりますが、

その官僚が、総理からの指示・説明の後に一生懸命メモをとると、そのメモが個人メモとして、後で流通する、そんな風に聞いておりまして、文書の作成義務をきちんと定めないと、法の趣旨である政策決定過程を全部検証するということにはならないのではないかと危惧しています。そういう観点からすると、6ページに文書作成義務の範囲を検討していただいているんですけども、これを見ると例えば、重要な政策決定に係る事案の、最初から最後まで意思形成過程や、ある程度予算規模のある事業の意思形成過程の文書を作成されるのかどうか非常に不明確だと思っております。特に、その他の事項というのが、公文書管理法にも、あと他の県の条例にも出てくるのですが、その他の事項をどういう風に定めるのかということが大事になってくると思ひまして、先程言ったような、ある程度重要な事項については、トップの指示を含めて、意思形成過程を明らかにするような文書作成義務を明確にさせていただきたいということが1点目。2点目は、先程の国のような事が起こっているとすると、結局、総理の指示の後に、官僚が一生懸命作成したメモが公文書になるということを考えると、公文書と個人管理文書の区別の明確化を3ページで検討していただいておりますけれども、そもそも下の2番目の「・」の、職員が起案の下書きをしている段階のメモも公文書に入る。この趣旨からすると、先程の指示・説明の後に、個人的に、どういう指示をされたのか自分でメモしたものも公文書に当たるので、そういうことも職員の方に指示・説明していただいて、公文書として管理するようにしていただきたいと思います。それから3点目ですけれども、公文書の不適切管理については懲戒を検討されているとのことですが、これは国の方でも、改ざんした場合は懲戒すると検討していますが、先程の私の観点からすると、そもそも作るべきものを作らなかったことが一番問題だと思います。その辺についてどうお考えになっているのかということをお伺いしたいと思います。

伊藤委員長： では、お願いします。

文書法制主幹： まず、1点目について、こちらにつきましては、公文書管理法にならひまして、6ページの点線の囲みにありますように、規定を設けていきたいと考えております。公文書管理法の中に、その他の事項についてということで書いてあります。これは、ここに掲げて

いる、(1) から (5) というのはあくまでも例示ということで、これ以外にもたくさん作成しなければならない義務付けされた文書があるわけでございます。具体的には、法の場合ですと公文書管理法施行令、こちらの別表の方に詳しく書いてあります。また、さらに、それに追加したものが、ガイドラインの別表に掲げられておりますので、本県についても、条例の検討の段階で、それに倣って、規定することを考えております。

それから、個人メモと公文書の話でございますが、こちらにつきましては、先月 7 月 20 日に政府で見直しを行った結果が公表されておりますが、そちらの方では、その部分について触れられておりませんでした。今後、国の取扱いがどのようになるのか、他県での取扱いがどのようになるのかということも見ながら、条例の検討の中で議論していきたいと考えております。

それから、懲戒処分につきましては、こちらはまだ人事院の検討中ということで、内容がまだ明らかになっておりませんので、それがわかった段階で、その担当部署の人事課、人事委員会になるかもしれませんが、そちらで検討が行われるものと考えております。

伊藤委員長： 他にいかがでしょうか。

小笠原委員： 8 ページの不適正な公文書管理への処分ですけれども、これから公文書の範囲が広がるということで、私としては、まず、不適切な公文書管理にどういうものが入るのかというところで、例えば、公文書を作るときに誤って異なるものを過失で作ってしまったとかいうようなところも入るのであれば、公文書を作ることのインセンティブがなくなっていく方向になってしまうということがあるので、もし、懲戒処分等を検討する際に、もちろん国の方を考慮してだと思っんですけれども、やっぱり故意に改ざんしたとか、かなり悪質度が高いものに関して懲戒処分をするという方向性が、公文書管理を広く実施していくということではいいのかなという考えです。

総務部長： 人事課がおりませんので代わりに答えますけれども、懲戒処分は、今、小笠原委員がおっしゃったとおりで、全ての瑕疵に対して処分をするということではなく、地方公務員法に基づく相当重い処分ですので、一定ライン以上について処分をするというのが、現行

の懲戒処分の考え方でございます。公文書管理について懲戒処分を検討するという場合でも、総論としては、その中に今の考え方が含まれると考えております。地方公務員の場合、やはり、同じ公務員である国家公務員との均衡ということも考えなければなりませんので、先程、主幹が申し上げたとおりですが、人事院の検討を踏まえて、県においても、処分基準の中に、どのように書き込むかということを検討していくこととなりますので、よろしく申し上げます。

伊藤委員長： ありがとうございます。テーマ2に関して、他にございますか。

西村委員： 8ページの懲戒処分に関することですが、まず、不適切な公文書に関する管理について懲戒処分を検討とありますけれども、まずは不適切な事案を起こさないことが重要だと思うんですね。職員に対する教育を定期的実施すべきだと思います。ここを見る限り、職員は新規採用時に文書管理に関する研修実施しているとありますが、その時だけなのか教えてください。

文書法制主幹： 現在、新規採用職員に対しての研修の中で、文書管理の研修が含まれており、そこで研修をしているわけでありまして。今後は職制に応じた研修、例えば新採だけでなく、先程申し上げました文書の責任者、次長級、課長級など、階層に応じた段階的な研修を実施していきたいと考えております。

伊藤委員長： テーマ2に関しては、よろしいでしょうか。他にございませんか。ありがとうございました。いくつか御意見いただきました。監査の件、それから、不適正な公文書管理の件、これでもう、インセンティブがなくなるような、文書を作らない方向にならないようにという御意見も複数あったと思いますが、いくつかそのような御意見をいただきましたが、文書管理につきましては、委員会として、事務局案のとおりということではよろしいでしょうか。

各委員 : (異議なし)

伊藤委員長： ありがとうございます。それでは、審議を続けたいと思います。

〈テーマ3 歴史公文書の保存〉

伊藤委員長：次に、テーマ3「歴史公文書の保存」について事務局より説明をお願いします。

文書法制主幹：それでは、テーマ3の資料を御覧いただきたいと思います。ページで申し上げますと、資料の3ページから4ページにかけての、歴史公文書の選定基準の妥当性ということでございます。こちらは、前回もお示したところでございますが、歴史公文書の選定基準の基本方針に掲げる項目につきましては、資料の9ページにお付けしておりますが、政府の、歴史公文書の選定基準、ガイドラインというものがございます。こちらの基本的な考え方のローマ数字のⅠからⅣに準じて、本県でも、項目にしていまいりたいと考えております。また、4ページ改善案ア～ウのウのところでございます。さらに詳細な選定基準につきましては、専門家の意見を聞いて作成する、その検討にあたっては、レコードスケジュールを採用している各県の状況等を参考として、選定項目を決定するとしております。

続きまして、5ページから6ページにかけての、所蔵数の妥当性でございます。6ページを御覧いただきたいと思います。改善案ということで一つ追加してございます。現在の公文書センターには要綱で設置しております。来年度中に、遊学館に移転する予定ですが、将来的に公の施設にするかどうかということについては、まずは、所蔵数を増やすことが第一と考えております。所蔵数を増やした上で、利活用を促進し、今後の所蔵数の増加も見込んだ上で、人員体制を整え、新たな候補地を選定した後に、公の施設への転換を図ることとしております。来年度移転する遊学館も、決して広いスペースではございません。所蔵数は5,000くらいが限度と考えておりますので、その所蔵数を超える段階になれば、また違う場所を探さなければならないということになりますので、その段階で公の施設への転換を図ることになるものと考えております。

それから、新たに今回資料を追加したものがございます。14ページでございます。特に利用者数の多い秋田県の公文書館はどうなっているのかという御質問が前回ございました。それで、秋田県公文書館について調査してまいりました。まず、1の「利用の多い資料」でございます。明治から戦前にかけての資料の閲覧が多いということでご

ございました。また、2「利用者、利用目的」については、大学の研究者・地域の歴史研究家の研究目的の利用が多いということでございました。それから、一般の方につきましては、先祖探しに来られる方が多いということをおっしゃっていました。

また、3「利用促進のための工夫」ですが、ポスターの作成、提示の他、ツイッターによる情報発信等を行っています。それから、3つ目の「○」でございませう。公開前に利用制限情報の確認を行い、申請があったら当該部分を袋がけして、即日利用ができるようにしています。これは、歴史公文書の中にも、個人情報とか法人等情報、そういった非公開とすべき情報が含まれているものがございませうので、そういった情報を隠した上で閲覧に供する必要があります。ですので、閲覧の申込みがあつて、すぐお見せできるようにするには、あらかじめ、歴史公文書のどこにそういったものが含まれているか特定する作業が、非常に重要になっております。こういったものに力を入れているということでございました。また、特別閲覧室を設けるとか、目録を作成し、検索システムで検索できるようにしているということでございました。

本県の対応といたしまして、まずは、資料の収集強化が一番かと思つております。また、ただいま御説明申し上げましたように、事前に非開示情報が記載されている部分を特定する、そういった作業をあらかじめすることが重要と考えております。また、専門知識を持つ職員が資料の研究を行う、検索しやすい目録を用意する、最後に、郷土愛を育む展示や講座、学校授業での利用などを模索するとしております。前回もお話申し上げましたけれども、学校の授業での利用、例えばどういったものかということでお付けしたものが、資料の15・16ページでございませう。これは、あくまでも想定例ということで考えたものでございませう。

例えば、山形新幹線の導入とか、あるいはそれ以前の、奥羽線に「つばさ」、羽越線に「白鳥」と、特急列車が走り始めた頃の時代の背景、行政がどういった取組みをしてきたかといったものが、当時の公文書を見ることによって、学ぶべきことが見えてくるのかなと考えたところでございませう。テーマ3の説明は以上でございませう。

伊藤委員長： はい、ありがとうございます。テーマ3について、前回の協議を踏まえた改善案ということでいただいたところですが、ただいまの説明について、皆様から御意見や御質問がありましたら願

いたします。

峯田委員： 5ページの利活用の促進のところでは質問です。学校等へPRして学習活動で利用に供していくということですが、私、以前県の消費生活審議会の会長をやっていた時に、消費者教育を広めるため、小学校と中学校に、消費者教育をしましょうかとなった時に、委員の方に学校の先生がいらっしやって、「まったく無理です」「そんな暇はありません」と、一言で却下されたことがありました。ただ、消費者教育は法律が出来たので、大分現場でもしやすくなっているんですけど、改善案イの学校での利用はどの程度の現実味があるのでしょうか。改善案として利用されないのは困るなど思っておりまして、どの程度、現実味があるものなのかということをお聞きしたいと思います。

文書法制主幹： 先程、御覧いただきました、15ページ・16ページの授業の展開例でございます。こちらについて、特に教育委員会の方と、調整したのではなく、こういった資料があるので、こういったことに使えるのではないかと案を、事務局で作成したものでございます。今後、教育委員会と調整していく必要があるということになりますけれども、なかなかちょっと厳しい状況だということは、今、わかりました。ただ、今後、条例なども策定してまいりますし、歴史公文書について法律もありますので、そういったものがあるということで、教育委員会には働きかけをしていきたいと考えております。

総務部長： 学校も非常に授業もかつかつですし、先生がそもそも忙しいという状況ですので、学校の教育課程にプラスして何かしてくれと頼んでも、おっしゃるとおりの状況になります。今回、ここで新幹線の「つばさ」を例に、小学生の場合だと総合学習の中で、社会の近代・現代史又は山形郷土史の一項目としてとりあげるということで、今回こういう例を考えてみたわけですが、やはり、教育課程の中の一つの参考資料として、外出しではなく、その中で取り組んでいただけるようなテーマでやる必要があると思いますので、その部分については、御指摘のとおり必要だと考えております。

三澤委員： 今のところで、私の考えたことですが、最初に学校の行事という御意見をいただいて、学習指導要領が新しいものに、今まさ

に移行期間になっていて、みんなで学んでいく探究型学習や課題解決型学習が新しい指導要領では大事にされています。そういった中で、自分たちで課題を考えて、その解決策を探す手段の一つとして、こういう、昔のことが分かる公文書がここにあるということを知っていただくだけで、授業に少し深みが出ると考えております。そういう意味では、学校の中に入れていくというよりは、こういうところにこういうものがあるので、ぜひ、今後の探究型学習の中で、ぜひ先生方に使ってくださいという意味合いで、今後、先生方に少しずつ周知していただければ、かつ、文書を少しずつ収集していく中で学校にも使えるかもしれないということを少し意識していただけると、先生方も忙しい中でも使えるのかなというイメージを持ちましたので、意見を述べさせていただきます。

総務部長： 今、おっしゃるとおりだと思んですけども、もう一つ、二つ、例が作れないかと、いろいろ頑張ってみたのですが、1,300冊（の所蔵数）ではこれが限界でしたということです。

やはり、きちんと文書を公文書センターの方に出して行って、皆さんにお使いいただけるような体制を作ることが、この話題で再認識させていただいたという次第です。

稲葉委員： 6ページの、検証結果の2つ目の「・」について、公の施設への転換を図るとありますけれども、少し分かりにくいのではないかと思います。公の施設への転換を図るとはどういう意味なのか、転換を図るとどうなるのか。そこがポイントではないかと思いますが、いかがでしょうか。

文書法制主幹： 公文書館法では、公文書館については条例で設置するとなっております。これは、公文書館が社会福祉の増進のためのものということで、公の施設に相当するものということから、この規定になっているということでございます。現在は要綱で設置しているわけですが、条例で設置すれば議会の議決が必要ですので、勝手に廃止することはできなくなります。そういった重要な社会福祉の増進を目的とした施設になるということもございますので、将来的にはそうしていきたいと考えておりますが、まずは、所蔵数が非常に少ないということがございますので、そちらを増やしていくということを優先してまいりたいと考えております。

稲葉委員： それはわかるのですが、こういうことを実現するために転換を図るとか、そのように書いた方が分かりやすいのではないのでしょうか。

例えば、自己目的ではないと思うんですよね。条例化をすると勝手に廃止はできない、というようなことを念頭に置かれているのであれば、何のために公の施設への転換を図るのか。重要なのはむしろ、(公の施設にすると) 利用請求権が認められ、いわば法的な意味ではもっと積極的な利活用を図ることになるのかなと思うのですけれども、何かちょっと、言葉を足した方が分かりやすいのではないかと思います。

文書法制主幹： 今、御指摘いただいたとおり、文言を入れて修正したいと思います。

利用請求権の話も、今、委員からありましたけれども、歴史公文書の利用請求権につきましては、条例で規定する必要があるということでございます。テーマ2の資料の20ページのところに各県の条例との比較表があります。ここの③、特定歴史公文書の利用請求というのがございまして、鳥取、島根、香川、熊本で利用請求権を設定しております。例えば熊本県の場合は、公文書館が無く県庁舎で閲覧に供しておりますが、利用請求権を設定しております。今後、県の条例の検討で、その部分については、有識者の意見を聞きながら決めていきたいと考えております。

ただ、何故、公の施設に転換するのかということは、先程申し上げたように、公共の福祉の増進のためとか、そういったことは今の段階でも言うことは可能と考えておりますので、ここは文言を考えたいと思います。

稲葉委員： ここで議論しても仕方がないのですが、重なるところがあるわけですね。なぜ公の施設は条例設置主義がとられているかという、条例設置管理の原則がとられていて、一般的に住民は役務の提供を受ける権利を持っているということです。だから、公文書館の関係でいうと、公文書館の役務は何だと、サービスは何だということになると核となるのは利用でしょうと、その観点からもアプローチすることができますと言うこともできる。公文書管理条例を作るとはもちろん結構です。一般の人には、公の施設化するということがどういう意味だろうと思われる方がいらっしゃるのではないのでしょうか。だから、そこを明確にした方がいいですよという趣旨です。

文書法制主幹：先程のテーマ2のところ、条例案の検討に当たっては、歴史公文書の利用・保存について条例に記載するのを基本に検討すると御説明申し上げました。ここに利用請求権を含めた歴史公文書の利用と出ておまして、公の施設にするかしないかは別に、熊本県のように利用請求権をまずは設定するという事は可能でありますので、条例の検討の中で議論していきたいと考えております。

伊藤委員長：稲葉委員よろしいでしょうか。そうしますと、この検証結果、改善案の二つめの「公の施設への転換を図り」の前に、一文入れた方がいいということでしょうか。先程、積極的な利活用のためということをおっしゃいましたけど、そういう趣旨ということでしょうか。

稲葉委員：おまかせします。

伊藤委員長：それでは、検討していただいて、次回確認をするということでしょうか。

はい、他に、このテーマ3につきまして、御意見ございますか。

小笠原委員：同じく6ページの改善案の二つ目ですけれども、新たな候補地の選定というところについて、遊学館は県庁に近いということがメリットのようですが、新たな候補地も同様に県庁に近いところ、あるいは遊学館の周辺を考えているのかどうかという点と、また、そうであれば、どの程度の規模のものを確保することを想定しているのかということをお聞きしたいと思います。

文書法制主幹：まず、新たな候補地の場所でございますが、当然、住民の利便性を考えなければなりませんので、山形市内が候補地としては有力と考えております。

それから、もう一点の規模でございますけれども、今の遊学館は5,000冊程度の規模ですが、毎年度県庁舎から、歴史公文書として保存するものを移管していきますので、移管していく数と、今後の年数を考えて、規模を考えていかなければならないわけですが、そこはまだ、具体的には検討しておりません。他県の状況も参考にしたいと考えておりますが、最近、手狭になって入らなくなっているという御意見もあるようですので、そういったところの御意見

も聞きながら、検討していきたいと思います。

三澤委員： 公の施設というのは、例えば、規模はちょっと分かりませんが、秋田県の公文書館のようなイメージとっていたのですけれども、沖縄や神奈川でホームページに力を入れているということを教えていただいたので、沖縄のホームページを見ると、ホームページも立派で、行ってみたいと思える公文書館だったんですね。映写会や講座を行っていて、すばらしいな、こういうものがあつたらいいなと思う反面、管理に至るまでの過程を動画で見ると、非常に時間とお金がかかるということがわかり、どうかなと思うわけです。もし、山形県も今後それくらいのお金と時間をかけてつくるのであれば、以前、長谷川委員もおっしゃっていましたが、ビジョンというものがとても大事になると感じました。例えば、沖縄県の記事を見ると、やはり公文書だけではなく、沖縄戦の時の写真であつたり、映像なども多く残されていて、そういうものを残す意味、残す側の人の意図がすごく伝わってきたんですね。そういうものを見て、受け手となる若い人は、ああ、こういう歴史があつた、こういう選択を沖縄県の人のはして、今後、私たちはどういう選択をしていこうかと考えるときの資料になるものが多く残っていて、それが凄く伝わってくる感じでした。

あと、話がずれますが、以前、私がいたカンボジアでは、ポル・ポト時代にたくさんの方が亡くなられた大変な時代があつて、私が行ったときは、ポル・ポト時代の話は暗黙の了解であり話をしない雰囲気があつたのですが、その中で、ポル・ポト時代の凄く悲惨な映像や資料を残そうという人たちが出てきて、限られた資料を集めて、フィルムライブラリーを開催したりする人が出てきたんですね。そういうものを作る人たちの思いがあつて、後世に残して使っていこうという思いが凄く感じられるフィルム館で、沖縄も、カンボジアも、山形も、次の人にどうして欲しいから何を残すか、そこが凄く大事だなと、どの県も一緒だろうなと感じたんです。

今後、大きい公文書センターをつくるのであれば、山形県として、今の我々が次の世代に残していくものをどのようにしていくかをきちんと考えなければならないなと思いました。ですから、ビジョンというものも御検討していただければと思います。

伊藤委員長： 御意見ということでよろしいでしょうか。大変貴重な御指摘をい

ただいたと思います。

星川委員： 今までの皆さんの話を聞いて思ったのですが、所蔵数を増やしていくことが一つの目的で、その恩恵として利用者が増えていくという話、それが一つの目的なのか、もしくは利用者を増やすために所蔵数を増やしていくのか、どちらが目的なのかということが存在すると思います。事務局の皆さんも、どちらが本来の目的なのかを明確にさせていただく方が、議論が進んでいきやすいと思います。目的が二つあって、どちらが答えなのかわからない、宙ぶらりんな感じに聞こえましたので、できれば、どちらを目的として持っているのかを明確にさせていただいた方が、それに対して、利用者をどうやって増やすかを考えようという話になりやすいと思いますので、御検討いただきたいと思います。

伊藤委員長： では、御意見ということで、ありがとうございます。よろしいでしょうか。それでは、テーマ3につきましては、改正案の一部修正、追加を含んで、今回の事務局案を了承ということでよろしいでしょうか。

各委員： (異議なし)

伊藤委員長： それでは、テーマ3は、事務局案について了承いたします。

〈テーマ5 災害が発生した場合の公表〉

伊藤委員長： 続きまして、テーマ5「災害が発生した場合の公表」について事務局より説明をお願いします。

危機管理課長： 危機管理課の鈴木と申します。よろしく願いいたします。

資料は3種類ございまして、本編が1ページから8ページ、ガイドライン案が9ページから10ページ、最後がこの度の平成30年7月豪雨における公表状況の資料の3種類でございます。

「災害が発生した場合の公表」につきましては、今回初めてお示しいたしますので、説明が多少詳細にわたりますことを御了承いただきたいと思います。

初めに、本編資料の「1 制度等の概要」でございます。(1)

被災状況の公表について、現在の制度でございますが、①で定義する豪雨、地震、津波等の自然災害が発生した場合には、②に記載のとおり、県では、地域の災害の発生状況や被災状況等に関する情報を収集、取りまとめのうえ、国への報告、関係機関への伝達及び対外的な公表を行っております。根拠規定といたしましては、記載のとおり、災害対策基本法及び同法に基づく内閣府の防災基本計画、そして本県の地域防災計画となります。関係条文につきましては、資料7ページ、8ページに記載しておりますので、御参照いただければと存じます。

また、本編に戻りますが、国への人的被害の報告につきましては、消防庁の定義が死者及び行方不明者が中程の表のとおりとなっております。特に行方不明者につきましては、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者と定義されているところでございます。

次に③安否情報の提供でございますが、東日本大震災の教訓を踏まえて追加された条文でございますけれども、住民からの被災者の安否に関する情報について照会があった時は、県知事等は、災対法に基づいて回答できることとされております。下の表中に記載のとおり、照会者によって提供できる情報は異なる取扱いとされているところでございます。

次に2ページを御覧ください。ただ今御説明いたしました安否情報の提供は、本県の地域防災計画にも規定を設けておまして、災害発生直後の緊急性の高い救助活動等に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める旨を規定しております。

次に(2)行方不明者等の個人情報の公表に係る政府の見解についてでございますが、行方不明者等の個人情報の公表に関する公益性や公表の範囲等の判断は、国では規定がございまして、各自治体の判断に委ねられている状況でございます。かつ書きで本年4月の参議院の災害特別委員会における国のガイドラインの設定に係る質疑を記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

次に(3)の県個人情報保護条例との関係でございます。同条例では、第6条第1項の利用及び提供の制限の例外として、本項第4号に個人の生命や身体などの保護に必要な場合で緊急かつやむを得ないと認められるときにはこの限りではないと規定されて

おります。また、同条例に基づく提供制限の例外事項として、個人情報保護運営審議会からは、かつこ書きでございますが、県民に知らせる公益上の必要性があり、かつ本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合は、報道機関に対し個人情報を提供することができるという答申が平成13年になされているところでございます。なお、災害発生時における行方不明者等の個人情報を公表することが妥当な災害等の範囲や提供に関する具体的な規定は現在ございません。

次に「2 本県の取扱いの現状」でございます。(1) 本県における災害発生時の被害に限る被災状況の公表状況でございますが、①25年度の大雨災害では、行方不明者の人数、市町村名のみを公表しております。②毎年の冬期間の雪下ろし等の事故の発生状況につきましては、事故発生日、市町村名、性別、原因等を公表しております。

次に(2) 安否情報の提供につきましては、住民からの照会があった事例がないため、回答した事例はございません。

次に3ページを御覧ください。他県の状況でございますが、都道府県が被災者の氏名を含む個人情報を公表した主な災害を表にまとめております。東日本大震災では岩手県が死者、宮城県、福島県が避難者の情報を公表しております。いずれも遺族等の同意を得たうえでの公表でございます。また、28年度の台風10号の際には行方不明者の個人が確定する情報をマスコミに向けて公表しております。29年の九州北部豪雨では大分県が死者の情報、本白根山の噴火、今年の1月でございますが、群馬県においては、死者の情報をそれぞれ遺族の同意を得て公表しております。詳細につきましては、資料の6ページを御覧ください。こちらの資料は本年3月に群馬県が調査をいたしまして、本県が補足調査をしたもので、個人情報を公表した災害を取りまとめたものでございます。今3ページで御説明したものの詳細版ということになります。東日本大震災では岩手県が死者の情報を公表しております。公表の目的については、1番右側の欄でございますが、発災時に極めて関心の高い安否情報である死者の情報を公表したということでございます。宮城県、福島県につきましては、非常に広域的な被害が発生し、どこの避難所にどなたが避難しているかわからないということで公表の要請が強くございまして、避難所ごとに氏名等の情報を公表したものでございます。これは市町村の方で

まず個々に設置した避難所に誰が避難をしているかということ公表したところですが、県域をまたがる非常に広い情報を県がまとめて公表したところがございます。平成28年の台風10号におきましては、家族の同意を得て行方不明者の情報を公表しているということがございます。本白根山噴火と九州北部豪雨につきましては、それぞれ死者の情報を公表しておりますが、関係機関が先に公表したため、連携をして県が公表しているという状況でございます。

先月発生しました西日本を中心とした7月豪雨でございますが、11ページを御覧いただければと思います。この度の7月豪雨の被災県につきましては、まだ情報を確認できる状況にはございませんので、本資料は報道発表を基に整理をしております。岡山県につきましては、まず死者の名前を公表しております。それから行方不明者、安否不明者につきましては、11日以降、氏名、年齢等を公表しております。ただ、家族から非公表を望む声が寄せられたために公表を取りやめております。広島県につきましては、死者の情報を公表しております。また、行方不明者、安否不明者につきましては、安否不明者の2名の名字をカタカナ表記で公表しております。愛媛県につきましては、家族の同意を条件に公表を決定いたしました。が、実際の公表は31日に死亡者6人の氏名を公表したと報道がございました。

3ページにお戻りください。以上が他県の公表状況でございますが、全国調査の結果、規定を設けている県が1例ございまして、鳥取県が地域防災計画に災害時における個人情報の取扱方針を定めております。破線囲みに記載をしておりますが、公共性と発表する公益性との関連につきましては、規定はあるもののケースバイケースで対応するため、最終的にはその都度判断するというような規定になっております。

「4 検証見直しの視点」でございます。三つの視点を設定して見直しを行いました。まず一つは、県が個人情報を公表することが妥当な災害等の範囲、二つ目として公表する個人情報の範囲、三つ目として関係機関との調整でございます。

4ページを御覧ください。「5 見直しの方向性及び検証結果」でございます。(1) 県が個人情報を公表する妥当な災害の範囲につきましては、考え方の二つ目の「・」でございますが、県は市町村から死亡者や行方不明者等の個人情報を収集するとともに、

防災基本計画に基づきまして、人的被害の数を集約いたしますことから、三つ目でございますが、県が個人を特定し得る情報を公表するのは、先程の公表例の参考として、大規模な災害を念頭に置き整理を行ったところでございます。二重囲みの検証を踏まえた改善案でございますが、妥当な災害等の範囲として、①大規模な災害であり、かつ、②県内の複数の市町村域にまたがる広範な被害が生じ、多数の被災者が発生いたしますとともに、③県内の複数の市町村に指定避難所が設置され、当該市町村域以外の住民や旅行者等が多数避難している場合を想定いたしました。このような場合には、広域的な安否確認の手段として避難者個人が特定し得る情報を公表するということは有効であると考えたところでございます。

続いて（２）公表する個人情報の範囲につきまして、考え方の一つ目でございますが、災害発生時における県民への発信情報としては、現在では、災害発生状況、対応状況、今後の防災上の教訓等が内容として適切であると。二つ目として、広域的な安否確認の手段として、県域における広域的避難者情報を取りまとめて公表する意義は大きいということ。四つ目でございますが、個人情報とは一度公表すると回復できないものであることから、避難者情報については、公表する際に避難者本人からの同意を徴する。五つ目といたしまして、26年度御岳山噴火のような災害を受けまして、行方不明者等の家族から個人情報の公表の依頼又は同意がある場合の対応を検討するということで考えております。

５ページを御覧ください。改善案といたしまして、一つ目でございますが、災害時の被災者情報といたしましては、被災日、市町村名、性別、原因等の原則として個人が特定されない情報を公表することとしておりますが、二つ目で広域的な安否確認情報につきましては、避難所設置者である市町村が先に避難者本人の同意を得て公表した情報につきまして、県が県内を取りまとめのうえ、氏名等を公表することとし、三つ目で関係機関等の既公表情報を当該機関から県が公表することについて依頼があった場合は公表する。四つ目、行方不明者等の家族等から依頼又は同意がある場合で、早期の安否確認又は人命救助活動等に資する場合に氏名等を公表することで整理しております。なお、最後の「・」ですが、この度の西日本豪雨の関係県の公表の状況を踏まえて、家族等の同意を得ることが困難な場合について、引き続き情報収

集に努め、検討してまいりたいと思いますが、先程申しあげたとおり、現在、被災県からは情報を得ることが困難な状況でございますので、引き続き情報収集を行ってまいりたいと思っております。

最後でございますが、関係機関との調整の改善案につきましては、一つ目、県は関係機関から得た情報を整理、精査のうえ、関係機関と情報共有を図るとともに、二つ目の広域的避難者情報と三つ目の既公表情報につきましては、関係機関と連携し、県が公表することとしたいと考えております。

次にガイドラインでございますが、9ページ、10ページを御覧ください。先程御説明申し上げました内容のポイントを要約いたしまして、災害発生時の情報の公表に関する基本的指針としたものでございます。

「1 目的」でございますが、災害が発生した場合の情報の公表に関する基本的事項を示すことにより、県民の安全・安心の確保に資することを目的としています。

続きまして3でございますが、「災害発生時に県が公表する情報」といたしまして、(1)被災状況、(2)安否確認情報、(3)個人が特定できる情報の公表に分けて記載しております。(1)の被災状況等の公表につきましては、現在も行っております公表につきまして、改めて整理をし、①災害等の発生状況、被災状況、②避難指示、避難所設置及び災害対策本部の設置等の対応状況、③被害の拡大や二次被害の防止等に資する注意情報の三つを挙げております。(2)の安否確認に対する情報提供につきましては、先程2ページの表で説明したとおりでございますので、ここでは説明を省略させていただきます。

次に資料の10ページでございます。ここがポイントになるかと思いますが、個人が特定できる情報の公表につきましては、①大規模災害時における広域的な安否確認に資する情報ということで、県内で大規模災害が発生し、氏名等の公表が広域的な安否確認に有効な場合に公表することとしております。②では、市町村等関係機関が既に公表した情報につきまして、更なる情報の周知を図るため、当該機関から県に公表要請があった場合に県が公表するというものでございます。③家族等の依頼又は合意がある場合では、災害の発生状況によって家族等からの依頼又は同意がある場合で、行方不明者や安否不明者の早期の安否確認あるいは

人命救助活動等に資する場合はこれを公表することとしております。

「4 公表の方法及び時期」につきましては、テーマ4の「事故・事件が発生した場合の公表」で検討されましたガイドラインに準じまして、事案の重大性や緊急性、事故・事件の性質に応じて記者発表やプレスリリースをするとともに、併せて県のホームページにも掲載することとします。公表時期につきましては、速やかに第1報を行います。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

伊藤委員長： はい、ありがとうございました。テーマ5については、今回初めてでございますが、検証結果と改善案に加えまして、ガイドラインについても説明がありました。皆様から御意見や御質問がありましたらお願いいたします。

小笠原委員： 10ページ目の1番問題となる(3)の個人が特定できる情報の公表についてですけれども、事前説明を聞いた時には何を意味しているのかよくわからなかったのですが、今説明を聞いてこういうことなのかなと思ったのが、①については、3行目のところで、避難者の個人情報についてのみ書かれているということで、まず①は避難者の個人情報の公表のガイドラインで、②については被災者についての個人情報が書かれていますので、②については被災者に関する個人情報のガイドラインで、③については行方不明者、安否不明者になっていますので、③は行方不明者、安否不明者についてのガイドラインという分け方ができるのかなと思ったのですが、そういう理解はいかがでしょうか。

危機管理課長： おっしゃるとおり、(3)の①につきましては、広域的避難者情報の公表について記載をしております。また、②につきましては、被災者について市町村等の関係機関が公表した情報に記載しております。③につきましては、行方不明者、安否不明者についての公表ということで記載しております。

小笠原委員： そうであるならば、ガイドラインの①、②、③の見出しに対象となる人を挙げた方が読む方としては理解しやすいので、①は避難者、②は被災者、③は行方不明者、安否不明者と書いていただきたいということと、それと共に、ガイドラインの中に避難者とは何か、

被災者とは何かといった定義付けがないとわからないので、定義付けも含めて入れていただくとわかりやすくなるかなと思いました。

危機管理課長：御意見ありがとうございます。御意見は非常に最もな内容でございますので、御意見に沿って整理をさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

峯田委員： ガイドライン9ページのところの3（2）の安否確認の情報提供についてですけれども、照会者が同居親族の場合は提供できる情報が色々書いてありますけれども、同居していない、単身赴任をしているとか、大学とかで一人だけ別居している方などもあると思うのですけれども、そういう場合の家族は同居していない親族に当たるというのは提供できる情報に格差があり過ぎておかしい気がするのですけれども、この辺はどうお考えになっているのでしょうか。

危機管理課長：災害対策基本法の解釈の部分となりますので、次回まで確認させていただきたいと思えます。

三澤委員： 私も同じようなことを考えていたのですけれども、御年輩の一人暮らしの方がすごく増えていて、私の祖母もそうなのですが、そうすると別居している娘さんや息子さんが定期的に行くという家庭が増えてくるかと思えます。なので、そういうところも踏まえて御検討いただければと思えます。

伊藤委員長： 他にないようですので、それでは、今、ガイドラインに関して、3（2）の同居親族や同居していない親族への情報提供、それから（3）の避難者、被災者、行方不明者、安否不明者という見出しを変えて定義付けを、というところについて御検討いただきまして、ガイドラインにつきましては次回へ継続ということによろしいでしょうか。

各委員： （異議なし）

伊藤委員長： では、ガイドラインを修正のうえ次回御提案いただくということをお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

〈テーマ11 オープンデータ（統計情報等）の推進〉

伊藤委員長： では、続いて、テーマ11「オープンデータなどの推進」について事務局より説明をお願いします。

情報政策課長： 企画振興部情報政策課の樋水と申します。テーマ11につきましては、2回目の資料となります。

前回の委員会におきまして、峯田委員から官民データ活用推進基本法に基づきまして、都道府県が策定することになっている官民データ活用推進計画の策定につきまして、改善案に盛り込めないかという御意見を頂戴したところでございました。この度、内部で検討を行いまして、その結果、資料の2ページ目の一番下、改善案の（3）のゴシックで書かれた部分を追加しております。1行で簡単に書いてございますので、その背景ですとか、考え方につきまして、御説明させていただきます。

資料におきましては、官民データ活用推進基本法の制定を受けまして、都道府県における策定を促すため、都道府県官民データ活用推進計画策定の手引というものを昨年10月に策定しまして、各都道府県に配布したところでございます。その中で、都道府県官民データ活用推進計画として必要な五つの取組事項を規定しているところでございます。また、更に手法につきましては、手引の中では、当該計画を策定する主体となるのが情報推進部門の想定から、既存の情報化を推進するところがある場合は、その計画に5項目の取組みを盛り込むことで、官民データ活用推進計画として差し支えない、つまりデータ活用に係る単独計画の策定は必ずしも必要ではなく、情報化推進計画の具体的な策定も可能とする旨の記載がございました。

また、先程触れました5項目について御説明しますと、一つ目は行政手続のオンライン化の推進。これは住民等が行う行政手続における情報通信の技術の利用等に係る取組みのことで、例えば、電子申請などになります。また、二つ目はオープンデータの推進ということで、官民データの容易な利用等に係る取組みというふうになります。また、三つ目はマイナンバーカードの普及ということで、昨年11月から情報連携もスタートしておりますが、これを活用する基盤となる個人番号カードの普及及び活用に係る取組みでございます。四つ目はデジタルデバイド対策ということで、利用の機会等の格差の是正に係る取組み。最後に五つ目ですが、

システム改革、業務プロセスの見直しということで、情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保に係る取組みというのが規定されているところがございます。更に加えますと、この手引には、この5項目を最初から全て盛り込む必要はなく、踏み込めるものから自由にとり、いわゆるスロースタートとして実施しても差し支えないというような記載もございます。

さて、翻りまして、本県の情報化推進計画につきましては、平成23年3月に策定いたしました山形ICT利活用ビジョンというものがございますが、昨今の情報通信技術の目覚ましい進展を背景に、この度、今年度内に新たに策定することをこの6月に決定したところがございます。それが資料に記載した山形県ICT推進方針（仮称）でございまして、この中の施策に先程の質の低下の施策を盛り込むことで、本県の官民データ活用推進計画とするものと考えてございます。説明は以上です。

伊藤委員長： はい、ありがとうございます。

それでは、テーマ11「オープンデータなどの推進」につきまして、皆様から御意見、御質問をいただければと思います。いかがでしょうか。

峯田委員： 検証結果に3番を入れていただきましたが、私、これを入れてくれと言ったかどうか覚えていないのですけれども、質問の趣旨がオープンデータなどの前の検証の視点がオープンデータの数や種類などが適切かという問題だったので、そういうのは、官民データ活用推進計画で官民が少子高齢化のためにデータを活用するというような計画があるのであれば、こういうデータも入るのではないかなという意味で申し上げたのですけれども、今のところはそれもまだ決まっていないということなのでしょうか。

情報政策課長： データ項目でしょうか。

峯田委員： そうです。官民で少子高齢化のために何か県民の利便性向上のために活用するような計画があるのであれば、オープンデータも入るのではないかと思いました。データの項目がですね。そういう計画は、まだ今の時点ではないのでしょうか。

情報政策課長： 今の段階ではありません。

峯田委員： わかりました。計画の内容によっては、やはり追加すべき項目というのが出てくるのではないかという気がしたのですが、そういうものではないのでしょうか。

情報政策課長： この計画というのは、そういった細かいデータ項目まで言及するものではなくて、取組みを述べるような形での記載がメインとなる計画と想定しております。

峯田委員： わかりました。他の県の例などを見たら、高齢者の交通事故が多い場所などのデータを比較して、交通対策に活かしていくような計画例が挙がっていたので、そういうものも入るのかなと思って聞いたところです。

情報政策課長： 実は、本県の取組みの一つとしまして、例えば、交通事故の多い交差点などをマップ化して、県のホームページを通じて公表するようなことがございます。今、委員がおっしゃったものもそういったものに類するものと思っておりますので、今後、ICT推進方針を取りまとめる中で、そういった視点でのデータの活用なども含めて検討してまいりたいと考えております。

伊藤委員長： はい、他にいかがでしょうか。
それでは、テーマ11「オープンデータなどの推進」につきましては、委員会として、事務局案のとおりとすることよろしいでしょうか。

各委員： (異議なし)

伊藤委員長： では、テーマ11の事務局案については、了承します。
以上、検証結果について、各テーマに沿って協議を続けて参りました。今回、委員会として了承した改正案については、進めさせていただきます。また、引き続き協議が必要なものは、この度の御意見、御提案を踏まえながら、進めていただきたいと思います。その他、事務局から何かございますか。

〈テーマ8 庁内会議の記録の作成・保存〉

文書法制主幹：今日、協議いただきました、4つのテーマ以外の部分で、前回の委員会のときに質問がありました点がありますので、そちらの説明をさせていただきたいと思います。

お手元にお配りしている資料に、テーマ8の参考資料がございます。そちらを御覧いただきたいと思います。庁内会議の記録の作成・保存、記録形態の基準のところでございます。改善案といたしまして、県の政策や重要な意思決定に関わる事項を協議することを目的とした庁内会議については、会議録を作成するとしております。二つ目の「・」で、上記以外の庁内会議についても、会議録、会議録要旨又は会議概要を作成するとしてところがございますけれども、この2つめのところで、会議録、会議録要旨又は会議概要のいずれを作成するのかという基準について、定めはないのかという御質問がございました。それで、下の表に書いたところがございます。まず、庁内会議の中で、協議が行われる会議がございますけれども、こちらの中でも、その協議の過程を記録して、事後に検証することが想定されるもの、こういったものは、発言者や発言内容を詳細に記録した会議録、又は会議録要旨を作成するというふうにしたいと考えております。また、協議が行われる会議の中でも、例えば、制度の内容についての質疑応答に終始した会議、こういったものについては、会議概要でいいのではないかと、いうふうに整理をしたところがございます。前回、お配りした資料の中に、会議概要を作成する会議ということで、非常にたくさんの会議の名称を載せた資料をお配りいたしました。これを、つぶさに一つ一つ、この会議は会議概要、この会議は会議録、というように分類できないかと検討したところがございますけれども、同じ会議の中でも、単なる説明で終わる場合もあれば、協議が行われてそこで決定する場合もあるということで、会議によって分類するのは非常に困難だということで、このように整理をさせていただいたところがございます。

〈テーマ10 県が保有する行政データの積極的な運用〉

文書法制主幹：それから、もう一点、テーマの10のところでございます。資料はございません。県が保有する行政情報の積極的な提供のところ、議会の情報提供についてはどうなっているのかという御質問がございました。議会事務局の方に問合せをしたところがございます。まず、情報公開につきましましては、山形県議会情報公開条

例、というものがございまして、それに基づいて実施しております。窓口は、議会事務局総務課ということになっております。それから、県議会では、県議会基本条例というものを作っております、この中で、多様な媒体及び機会の活用により、県民に対して積極的に議会活動に関する情報提供に努めるというふうにしておりまして、山形県議会のホームページがございまして。その他、広報誌、県議会だよりなどがあり、「県民のあゆみ」とともに配布しているところでもあります。また、「県議会やまがた」といったものを公共施設に配置するなどして、議会活動についての情報提供をしているということでございます。また、議会の図書室の話題が出ましたけれども、地方自治法の規定によりまして、議員の調査研究のために、議会議事堂のほうに議会図書室が設けられております。この図書室は、議員のみならず、一般の方も利用できるということになっております。図書室には、一般の図書の他にも、議案、会議録、議会広報資料などの、県議会が発行した資料、それから、政府刊行物、他都道府県からの資料などが多数所蔵されております。また、県立図書館との連携もやっております、県立の図書館の図書の貸し出しなどの取扱もやっているということでございます。説明は以上でございます。

伊藤委員長： ありがとうございます。ただいま事務局から、テーマ8、テーマ10について説明がありましたが、皆様から御意見、御質問がありましたらお聞きしたいと思います。ございませんか。

各委員： (意見なし)

伊藤委員長： では、他に事務局から何かございますか。

行政改革課長： 今回、委員からの御意見もいただいて、次回の委員会につきましては、テーマ5を継続協議ということで、改善案につきましては検討した結果を次回御提示申し上げたいと思っておりますが、それと併せまして、他のテーマも最終報告案ということで次回御提示申し上げたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

伊藤委員長： その他、委員の皆様から何かございますでしょうか。

各委員： (意見なし)

伊藤委員長： よろしいでしょうか。はい。ないようですので、以上で本日の協議を終了いたします。議事の進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

〈閉会〉

事務局： 皆様お疲れ様でございます。

なお、次回の会議の日程につきましては、9月中旬に開催させていただきたいと考えております。会場等の詳細につきましては、決まり次第御連絡させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、情報公開・提供の検証、見直し第三者委員会の第5回会議を終了いたします。

長時間にわたり、ありがとうございました。